

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

志布志市水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日から 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新制が導入されます

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、政令の規定により指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

※期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日までの5年間

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)

・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

◎指定を更新する際に、志布志市が別途確認する4項目

○指定更新手数料

・1件につき、10,000円(非課税)

●更新の要件は新規指定と同様になります

- ①給水装置主任技術者の選任
 - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

◎指定を更新する際に、志布志市が別途確認する4項目

- ・指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ・業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ・給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせ

水道課 工務係 TEL:099-472-1111(内線261、263)